

VI 外国人雇用状況

1. 外国人雇用状況

(1) 外国人雇用状況

(平成30年10月末現在)

企業数 (社)	外国人労働者数 (人)	うち派遣・請負 労働者数 (人)	派遣・請負 労働者比率 (%)
3,336	27,464	10,031	36.5

(2) 規模別外国人雇用状況

区分	企業数 (社)	外国人労働者数 (人)	うち派遣・請負 労働者数 (人)	派遣・請負 労働者比率 (%)
30人未満	2,077	11,010	3,285	29.8
30～99人	725	6,918	2,924	42.3
100～499人	387	7,387	3,601	48.7
500人以上	116	2,100	221	10.5
不明	31	49	—	0.0
計	3,336	27,464	10,031	36.5

(3) 産業別外国人雇用状況

区分	企業数 (社)	外国人労働者数 (人)	うち派遣・請負 労働者数 (人)	派遣・請負 労働者比率 (%)
農業、林業	69	346	27	7.8
漁業	22	90	0	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	—
建設業	381	1,159	69	6.0
製造業	1,235	14,228	3,644	25.6
電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	0	0.0
情報通信業	12	31	2	6.5
運輸業、郵便業	133	1,052	461	43.8
卸売業、小売業	350	1,354	162	12.0
金融業、保険業	14	21	1	4.8
不動産業、物品賃貸業	22	143	25	17.5
学術研究、専門・技術サービス業	33	96	20	20.8
宿泊業、飲食サービス業	351	1,262	72	5.7
生活関連サービス業、娯楽業	58	139	18	12.9
教育、学習支援業	109	411	15	3.6
医療、福祉	174	599	146	24.4
複合サービス事業	22	66	28	42.4
サービス業 (他に分類されないもの)	306	6,215	5,324	85.7
公務 (他に分類されないものを除く)	43	250	17	6.8
分類不能の産業	1	1	0	0.0
計	3,336	27,464	10,031	36.5

(4) 国籍別・産業別外国人労働者数

	全産業計数	建設業	製造業	情報通信業	卸売業 小売業	宿泊業 飲食サービス業	教育 学習支援業	医療 福祉	サービス業 (他に分類されないもの)
総数	27,464	1,159	14,228	31	1,354	1,262	411	599	6,215
ブラジル	6,988	128	2,888	1	146	71	52	238	2,854
中国（香港等を含む）	5,310	166	3,400	9	457	476	66	54	331
ベトナム	4,508	477	2,882	17	183	201	7	22	435
フィリピン	4,020	106	2,190	0	104	59	21	122	1,124
ペルー	1,513	52	723	0	64	32	5	50	501
インドネシア	1,033	22	610	0	53	11	13	17	148
ネパール	912	9	101	0	75	276	7	11	381
韓国	202	6	82	0	18	35	10	10	22
G7/8+オーストラリア +ニュージーランド	362	3	42	0	7	6	161	7	6
うちアメリカ	203	0	13	0	1	2	83	3	2
うちイギリス	30	0	3	0	0	1	19	0	1
その他	2,616	190	1,310	4	247	95	69	68	413

(5) 国籍別・在留資格別外国人労働者数

	総数	専門的・ 技術的分野	特定活動	技能実習	資格外活動	身分に基づく 在留資格
全国籍計	27,464	2,127	560	8,876	1,549	14,352
ブラジル	6,988	15	7	0	2	6,964
中国（香港等を含む）	5,310	627	45	3,431	343	864
ベトナム	4,508	600	140	3,202	426	140
フィリピン	4,020	87	63	504	2	3,364
ペルー	1,513	1	2	18	0	1,492
インドネシア	1,033	85	106	598	26	218
ネパール	912	158	62	15	625	52
韓国	202	64	4	3	16	115
G7/8+オーストラリア +ニュージーランド	362	235	5	0	5	117
うちアメリカ	203	158	0	0	1	44
うちイギリス	30	15	0	0	0	15
その他	2,616	255	126	1,105	104	1,026

注1：在留資格「特定活動」は、ワーキング・ホリデー、外交官等に雇用される家事使用人等の合計。

注2：在留資格「身分に基づく在留資格」は、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者の合計。